

「ユニバーサルデザイン2020」 資料集（心のバリアフリー）

1. すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導

- 2020年(平成32年)以降順次実施される**学習指導要領改訂**において、**道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等における障害のある人への理解を図る「心のバリアフリー」の指導や教科書等を充実**させる。また、幼稚園教育要領に基づく取組についても併せて推進。
- 上記の学習指導要領の改訂に先行して、平成29年度中までに、これらの指導をクロスカリキュラムの中で**自分事として受け止め、生きて働く知識や経験とするため「心のバリアフリーノート(仮)」の作成**を含めた取り組みの検討を進める。

○教育課程の基準である小・中・高等学校の学習指導要領および幼稚園教育要領は、概ね10年に1度改訂。現在、2020年(平成32年)以降順次実施を目指して、中央教育審議会において改訂に向けた審議が行われているところ。(※幼稚園教育要領については平成30年以降)

○道徳教育については、2018年(平成30年)以降、これまでの「道徳の時間」を新たに「特別の教科 道徳」(道徳科)として位置づけ。検定教科書を使用し、「考え、議論する道徳」に向けて抜本的改善を図る。

○教科書については、原則、4年に1回検定を行う。2020年(平成32年)からの新学習指導要領に対応した教科書の検定(道徳科を含む)は2018年(平成30年)から開始(予定)。



音楽の授業での交流



交流を重ねることで互いを認め合う

「交流及び共同学習ガイド」
(文部科学省特別支援教育課作成)より

学習指導要領の改訂と
小・中学校の教科書検定・
採択スケジュール

学習指導要領改訂告示(小、中学校) (予定)

「特別の教科 道徳」開始～

現行学習指導要領

新学習指導要領(全体)

学校種別等区分\年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
小学校	検定	◎				◎			◆	◎	◎		
	採択		△				△			▲	△	△	
	使用開始	○		○				○			●	○	○
中学校	検定		◎				◎			◆	◎	◎	
	採択			△				△			▲	△	△
	使用開始				○				○			●	○

◆▲●は道徳科の教科書のための検定・採択スケジュール。黄色掛けの部分が新しい学習指導要領に対応する部分(予定)。

2. すべての教員が「心のバリアフリー」を理解

○教職課程、教員研修、免許状更新講習において心のバリアフリーを学ぶ項目

教職課程

教員として最低限必要な資質能力を育成することが目的。
なお、学ぶべき内容は教育職員免許法等の法令で定められている。

○法令で定められる主な教職課程の内容（例）

ア) 教職の意義等に関する科目

・**教員の職務内容**（研修、サービス及び身分保障等を含む。）

イ) 教育の基礎理論に関する科目

・**幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程**
（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）

・**教育に関する社会的、制度的又は経営的事項**

ウ) 教育課程及び指導法に関する科目

・**道徳の指導法**

エ) 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

・**生徒指導の理論及び方法**

・**教育相談**（**カウンセリング**に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

オ) その他

・**日本国憲法**

教員研修

個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、
教員の資質の向上を図ることが目的。

○初任者研修及び十年経験者研修における主な研修内容（例）

- ・**道徳教育**
- ・**いじめ防止**
- ・**特別支援教育**
- ・**人権教育・男女共同参画**

免許状更新講習

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることが目的。

○主な講習内容（例）

【必修領域】

- ・**子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見**
（**特別支援教育に関するものを含む**）

【選択必修領域】

- ・**学校を巡る近年の状況の変化**
- ・**教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む）**
- ・**道徳教育**

【選択領域】 大学等が独自に開設

採用前

採用後

3. 障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

- 各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度までに、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討する。
- 上記の取組に当たっては、特別支援学校と交流している小・中学校や特別支援学級を設置している小・中学校（約2万校）を軸に、障害のある人との交流及び共同学習を実施し、その成果を踏まえて全面展開を図る。

交流及び共同学習

学習指導要領の総則等において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者等との交流の機会を設けることや、障害のある人々等との触れ合い等の体験活動の充実について規定。

特別支援学校と小中学校等、小中学校等の特別支援学級と通常の学級の間で、地域や学校、子どもたちの実態に応じて、様々な方法で実施。



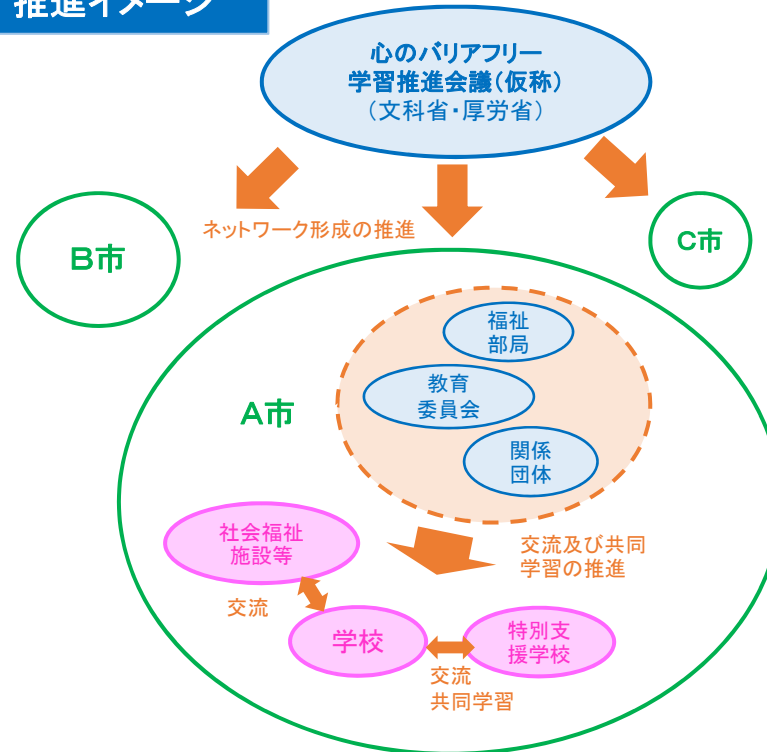
友達の似顔絵を描いてプレゼント



交流会を継続的に実施

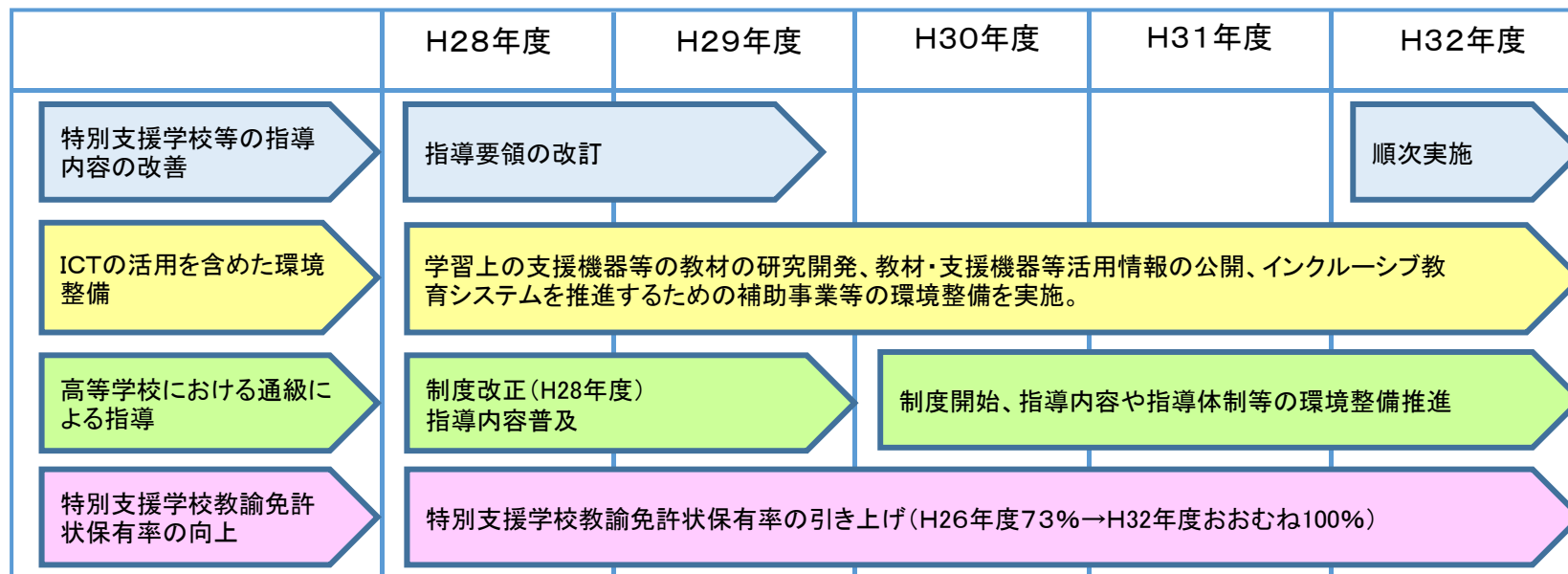
「交流及び共同学習ガイド」(文部科学省特別支援教育課作成)より

推進イメージ



4. 障害のある児童・生徒・学生を支える取組

- 障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児、児童、生徒が自己の理解を深め自尊感情を高めるとともに、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることが出来るコミュニケーションスキルを身につけることを含め、特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた改善及び充実を図る。
- 特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるようにICTの活用を含めた環境整備を進める。
- 高等学校における通級による指導を平成30年度から新たに制度化し、小・中・高等学校あわせて指導内容や指導体制等の環境整備を進め、高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合100%（2020年度（平成32年度））を目指す。
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率については、現在約7割にとどまっていることから、2020年度（平成32年度）までにおおむね100%に引き上げる。



5. 高等教育（大学）での取組

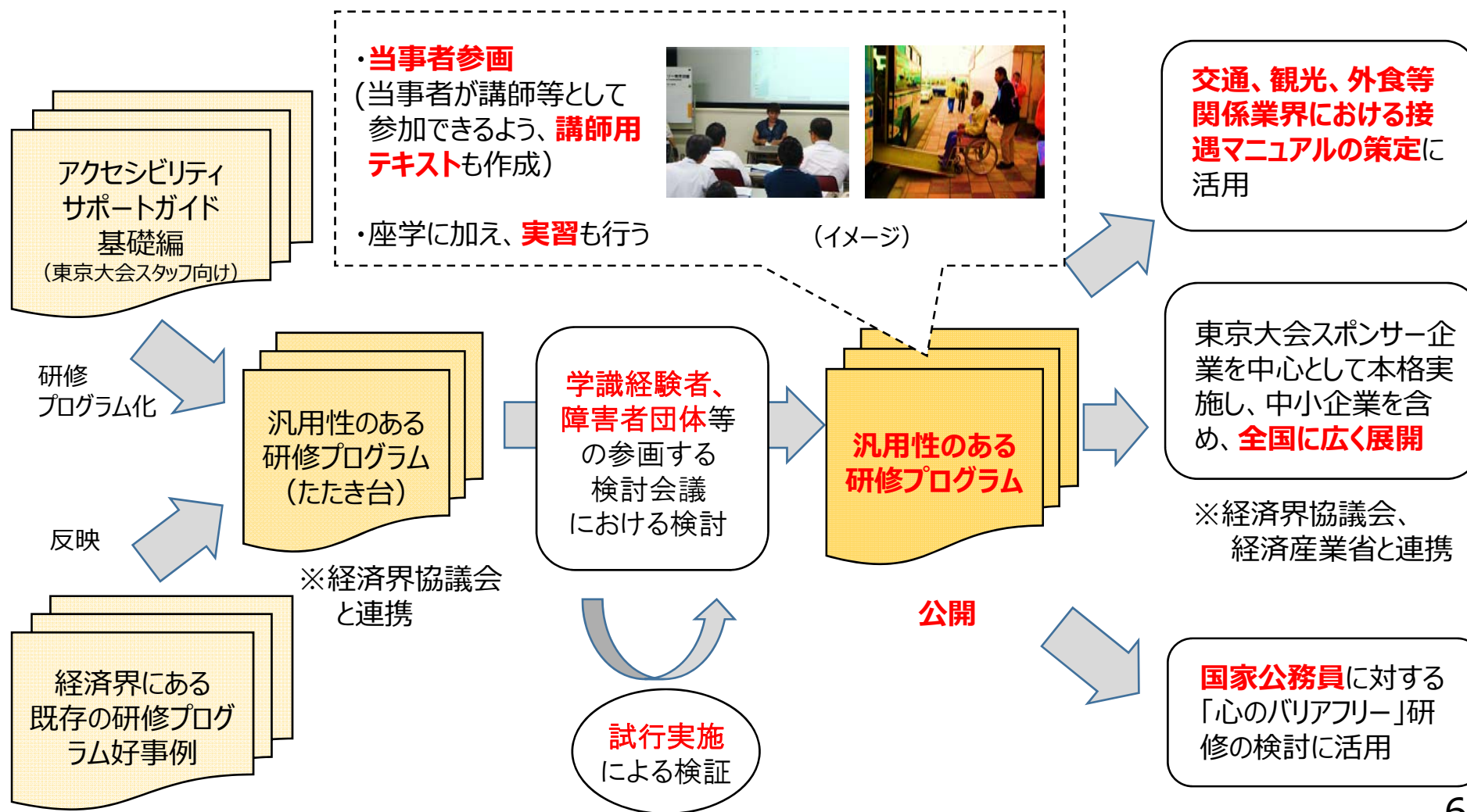
幅広く大学において、**大学生や関係者による「心のバリアフリー」への理解を促進するための取組**が展開されるよう、**各大学における積極的な取組を促す。**

- 大学の様々な場面（例えば、授業や就職支援等）における**取組事例の収集**
- 収集した**取組事例等の周知**
 - 周知方法として考えられるもの
 - ✓ 学長や教職員が集まる会議等での紹介
 - ✓ 文部科学省関連HPへの掲載
- 本年度、大学生や大学関係者を対象として、**「心のバリアフリー」に関するワークショップ**を開催する等、「心のバリアフリー」に向けた意識醸成を図る。（有志の大学と連携）
 - ワークショップ
 - ・大学生が主体的に関わる方式で、ワークショップの内容を検討
 - ・有識者や障害のある方を招き、参加者が障害のある方と実際に接する方式で実施
 - （内容の例）
 - 障害のある学生とない学生によるトークセッション
 - 学生による障害のある方の介助体験、街なかのバリアを見つけるワークショップ等
 - 大学生によるボランティアの推進
 - ・パラリンピック事前キャンプ受入れ大学等における大学生ボランティアの促進等



6. 企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施

- オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と連携し、今年度中に、学識経験者や障害者団体等参画のもと、「心のバリアフリー」の**汎用性のある研修プログラム**を策定。
- 来年度以降、国家公務員や幅広い産業における研修等の実施に向け、活用。

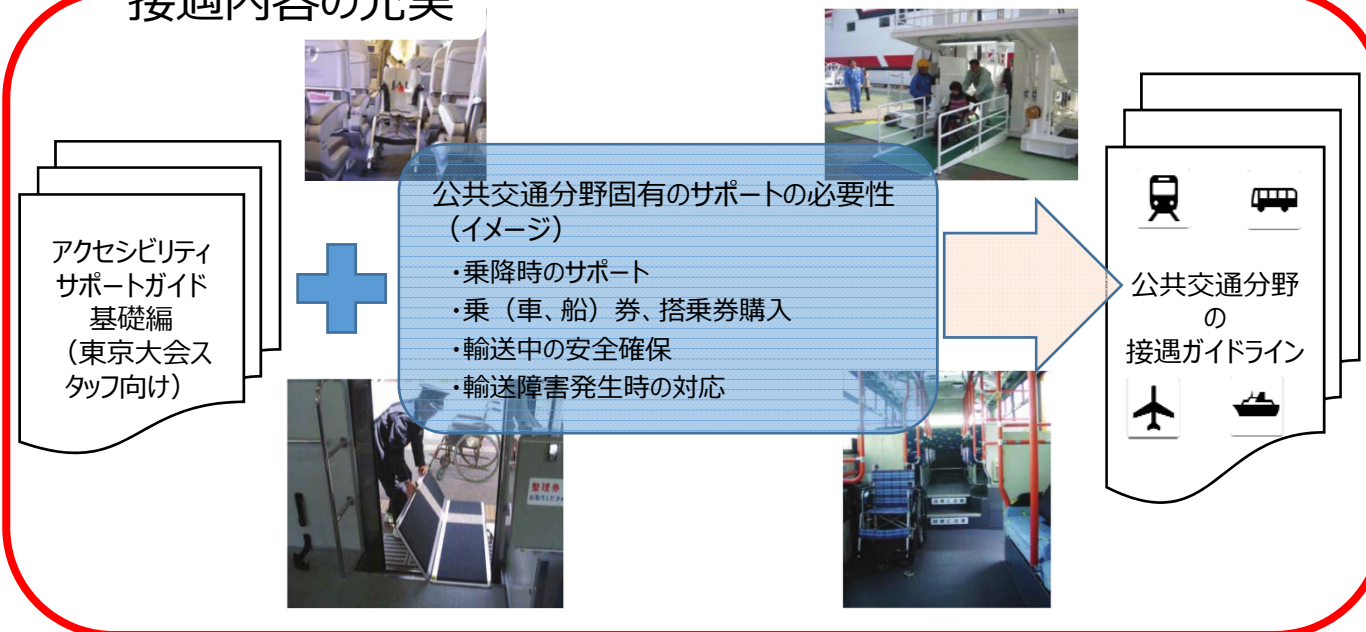


7. 交通分野におけるサービス水準の確保

- 障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を拒否するといった**差別的取扱い**を行うことのないよう**徹底**
- アクセシビリティ・サポートガイド基礎編等を基に、29年度中に、交通事業者向け**接遇ガイドライン**を作成
- 交通事業者の行う研修について、**障害当事者が参加**し、座学に加えて**実習**を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討

- ・バリアフリー法においては交通事業者による移動円滑化に必要な研修が努力義務化され、各交通事業者において、職員に対する接遇研修等を実施。
- ・2020年東京大会開催時には、障害のある人や高齢者を含む多くの外国人の来訪が見込まれる。様々な移動制約を持つ方に対しきめ細やかに対応するため、公共交通分野の特殊性を踏まえたソフト面の対応を充実させる。

接遇内容の充実

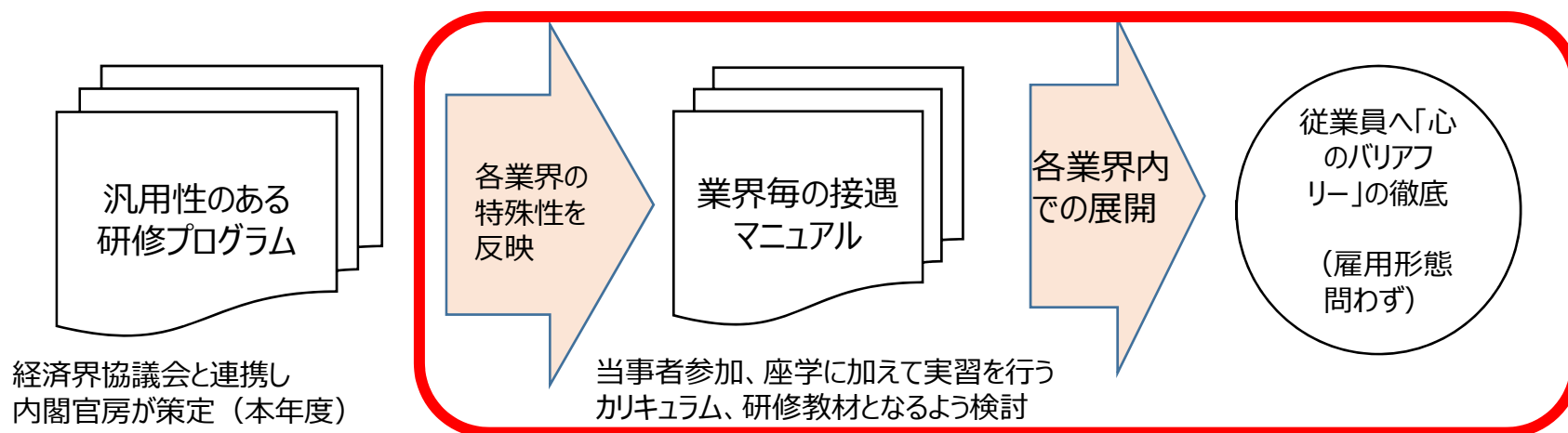


研修の充実



8. 観光、外食等サービス産業における接遇の向上

- 所管省庁は各業界団体等と連携し、
 - ・障害者差別解消法を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を拒否するといった**差別的取扱い**を行うことのないよう**徹底**
 - ・アクセシビリティサポートガイド基礎編を基に、各業界の特殊性を反映し、**29年度中に、業界毎の接遇マニュアル**を作成
 （**障害当事者が参加**し、座学に加えて**実習**を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討）
 - ・各業界内において、上記接遇マニュアルを展開し、雇用形態を問わず、従業員の「心のバリアフリー」を徹底



業界	業界毎の接遇マニュアルにおける検討項目例（イメージ）
観光	旅行予約時等のバリアフリー情報提供のあり方、ホテルや旅館等における接遇対応のあり方等
外食	来年時の対応、情報提供・意思疎通に係る対応、飲食物提供時の対応等
流通	店舗等における接客対応や買い物時のサポート、インフォメーション機能の充実や見やすい表示のあり方等

9. 障害者が活躍しやすい企業等を増やす取組①

改正障害者総合支援法の施行や報酬改定を通じ、**一般就労への移行や就労定着**を促進する。

- 第4期障害福祉計画の成果目標として、**就労移行支援事業等の利用者の一般就労への移行者数**を平成29年度末までに**平成24年度実績の2倍以上**とすることを設定。
この目標を達成するために、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すことを設定。
- 障害者総合支援法の一部改正により、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、**事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）**を創設（平成30年4月施行）。

10. 障害者が活躍しやすい企業等を増やす取組②

農林水産省及び厚生労働省における農福連携支援制度

- 農林水産省では、**農園の開設・整備に加え、トイレ等の付帯施設の設置**といったハード面での助成のほか、**障害者を農山漁村に受け入れ、農業研修**などのソフト的な取組も支援。
- 厚生労働省では、**障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等**を支援。

農林水産省における支援制度

- **農山漁村振興交付金**
 - ・ **農山漁村活性化整備対策（ハード）**
市町村等が作成した定住・交流促進のための計画実現に向け、高齢者や障害者等の「農」の取組の活動拠点となる施設の整備等を推進。
【実施主体】都道府県、市町村、農林漁業者が組織する団体等
（市町村が活性化計画を策定する必要があります。）
【補助率】1/2以内等
 - ・ **都市農村共生・対流及び地域活性化対策（ソフト）**
農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を健康・福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援。
【実施主体】地域協議会（構成員に市町村が含まれるものに限ります。）
【補助率】定額（1地区当たり上限800万円）
- **都市農業機能発揮対策事業**
都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進。
【実施主体】民間団体、NPO法人、市町村、社会福祉法人等
【補助率】ソフト事業 定額（1地区当たり上限150万円）
ハード事業 1/2（1地区当たり上限概ね1,000万円）

厚生労働省における支援制度

- **工賃向上計画支援事業（障害者総合支援事業費補助金）**
 - ・ **農福連携による障害者の就農促進プロジェクト**
農業に関するノウハウを有していない事業所に対する農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等の支援、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催の支援。
【実施主体】都道府県
【補助率】10/10



11. 地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

障害児及び障害者（以下「障害者等」という。）が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、**障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけ**を強化することにより、共生社会の実現を図る。

1. 実施主体：市町村
2. 対象者：管内地域住民
3. 実施内容：**市町村が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。**
4. 実施形式：実施にあたり、次のいずれかの形式により事業を実施
 - (1) **教室等開催**：障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。
 - (2) **事業所訪問**：地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
 - (3) **イベント開催**：有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。
 - (4) **広報活動**：障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
 - (5) その他の形式：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。
5. 国庫補助：予算の範囲内において**市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内を補助**する。

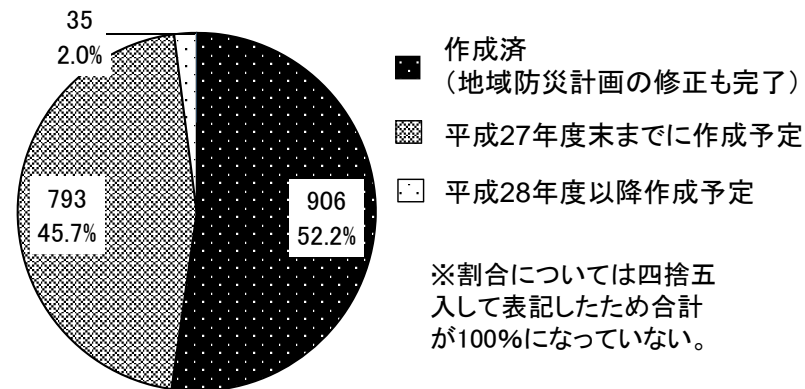
12. 災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援のあり方

東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された「避難行動要支援者名簿」をはじめとする取組について、各自治体におけるその着実な検討・実施を促進するとともに、平成29年度までに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理した**パンフレットの作成・周知等の普及・啓発活動を行う。**

背景

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることなどが定められた。
- ・平成27年4月1日現在において全国の市町村のうち52%が作成済みであり、平成27年度末までに98%が作成済みとなる見込み。

避難行動要支援者名簿の作成状況



※平成27年4月1日現在

課題

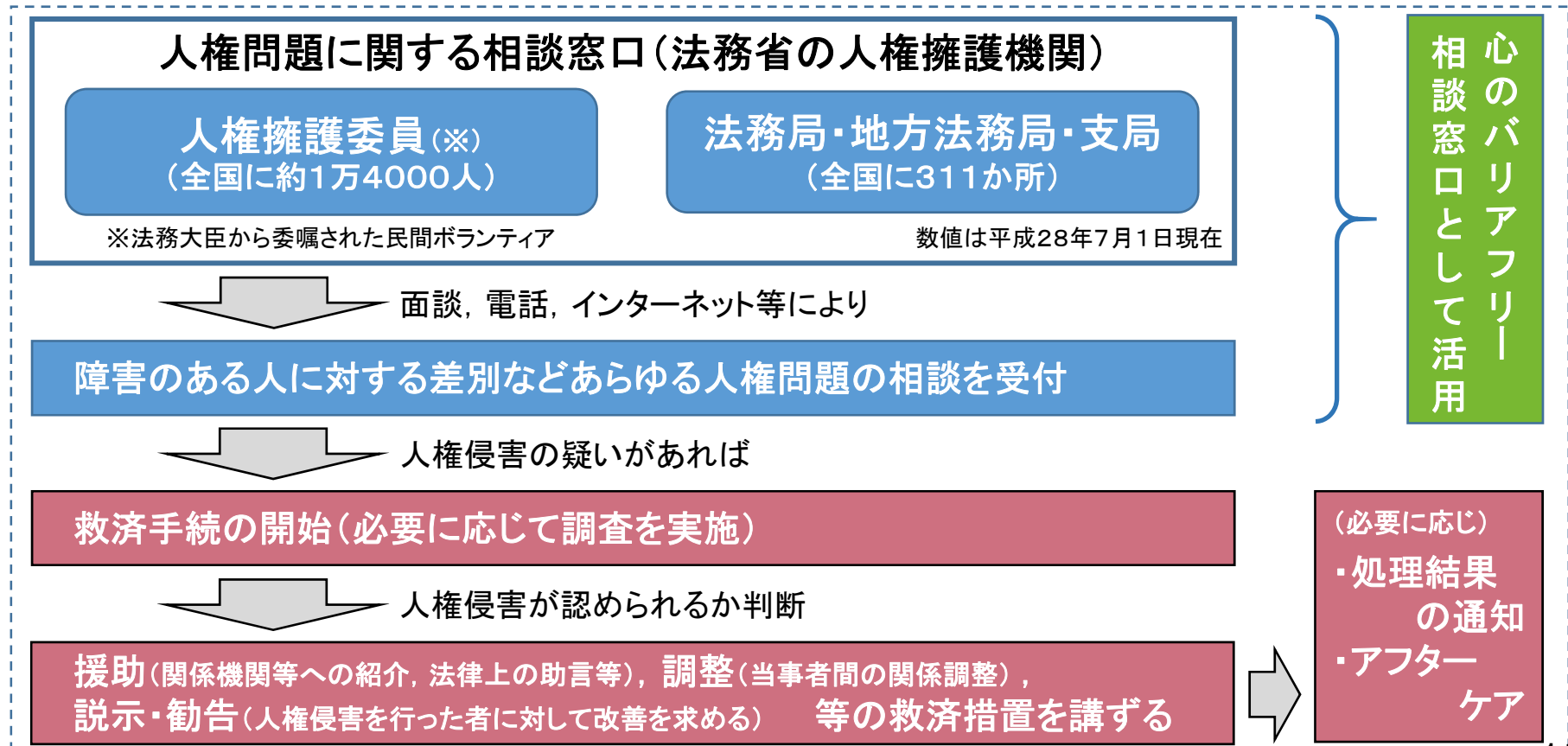
- ・各市町村で避難行動要支援者名簿の作成が進む一方で、災害時において名簿を活用した実効性のある避難が行えるよう、関係者に対し、さらなる制度の周知が求められているところ。

施策

- ・避難行動要支援者に名簿情報の提供に関する本人同意について理解を促すとともに、災害時に名簿を活用した実効性のある避難支援ができるよう、避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットの作成・周知等の普及・啓発活動を行う。

13. 「心のバリアフリー」相談窓口

- 障害のある人に対する差別などの人権問題が生じた場合、**全国の人権擁護委員及び法務局等**（法務省の人権擁護機関）において人権相談を受け付け、問題解決に向けての助言などを行う（**「心のバリアフリー相談窓口」として活用**）。
- 人権侵害の疑いがあれば法務省の人権擁護機関が救済手続を開始、調査を実施の上、**必要な措置**を講ずる。
- 関係行政機関と連携したアフターケア**を実施する場合もある。



14. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の普及

ナショナルトレーニングセンターの拡充整備

【概要】

2020年や2020年以降に向け、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター（NTC）の**オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化**等による機能強化を図るため、NTCを拡充整備する。

- ▶ トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議「最終報告」／平成27年1月（抜粋）

「オリンピック・パラリンピック競技大会」の名称のとおり、近年、オリンピック競技とパラリンピック競技は一体的に捉えられ、運営されている。また、**オリンピック競技とパラリンピック競技におけるトレーニング方法、指導方法等については様々な相乗効果が期待されるとともに、効果的・効率的な施設活用の観点から、NTC及びJISSをオリンピック競技とパラリンピック競技のトップアスリートが共同利用**することにより、NTC及びJISSの機能強化を図るべきである。

【NTC及びJISSのオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用】

- ▶ トレーニング方法、指導方法等における様々な相乗効果
- ▶ 効果的・効率的な施設活用
- ▶ オリンピック競技団体におけるパラリンピック競技との連携



パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う**障害者スポーツへの関心の向上**

【拡充整備】

- ▶ オリンピック競技とパラリンピック競技の相乗効果を高めるための仕組み
 - オリンピック競技とパラリンピック競技のアスリートや指導者等の交流が可能とするため、テクニカルルーム、更衣室・シャワー室、宿泊室等、施設全般にわたって車いす対応
- ▶ アスリートがトレーニングに専念できる環境と見学者専用通路を両立させる設計を導入



共同利用の施設を見学すること等を通じ、公共スポーツ施設等のバリアフリー化等にかかる管理運営の意識改革を行う。

パラリンピックへの興味・関心を高める取組の推進

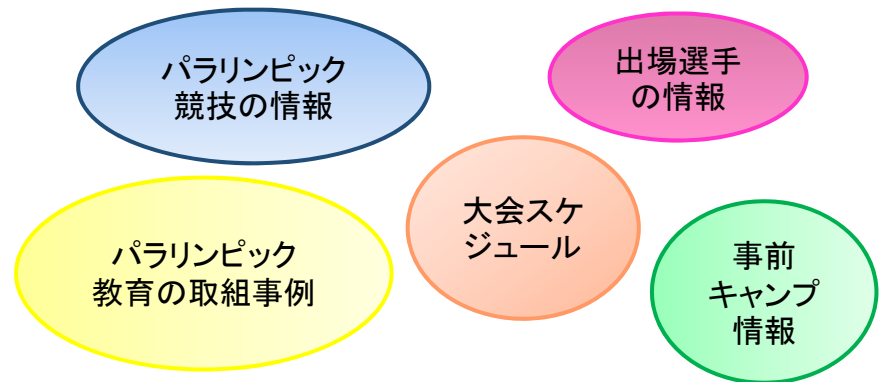
【概要】

多くの児童・生徒・学生に2020年パラリンピック東京大会に関心を持ってもらえるような取組を推進し、観戦へとつなげる。

【取組例】

学校を通して**パラリンピックに関する情報**を提供し、まずは**興味・関心**を持っていただき、**観戦**へとつなげる。

パラリンピックに関する様々な情報を提供



興味・関心を喚起



学校や家庭の他、様々な活動の中でパラリンピック大会を観戦

15. 特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施

趣旨等

- 2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改定)を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツのみならず文化・教育活動も含めた、全国的な祭典を開催**

・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会 ・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会
・地域住民の主体的な参画

- 特別支援教育(special support education)を**変革**
 - みんなをつなげる**次世代の「共生学校」を創造**
- 既存の特別支援学校を拓く！

・地域の誰にでも開かれた**次世代の「共生学校」に変革**
・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点化**
・自助、共助、公助を一体として推進

具体的な取組

特別支援学校を拠点とした総合型地域スポーツクラブの創設等、「地域社会のハブ(交流拠点)」化

企業が特定の特別支援学校と連携し応援

特別支援学校の児童生徒からの公募によりロゴマークを選定

幅広い地域住民が参加する地域共同運動会・文化祭等の開催

オリンピック・パラリンピアン等アスリートによるスポーツ体験会等の開催

プロスポーツの試合やプロ芸術家のコンサートの開催等、障害児が「ほんもの」のスポーツ・文化に触れる機会の創設

特別支援学校と近隣の小中高等学校の児童生徒の交流及び共同学習の促進／その成果の発表大会

障害者と健常者が共同で制作を行う文化芸術活動の促進／制作した作品の展示・販売

卒業後も障害者が特別支援学校や地域社会から様々な支援を受けられる機会を充実

16. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動①

市町村や事業者と連携し、本年4月に施行された障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラムや障害者スポーツ体験会等において「心のバリアフリー」に向けた取組を実施する。

「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」(概要)

【目的】

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」について、地方公共団体と連携し、学識経験者、障害当事者、事業者等によるパネルディスカッション等を通じて、地域の障害のある人や関係者の意見を広く聴取し、障害者差別解消法の円滑な施行に資するとともに、各地域における取組の促進と気運の醸成を図る。

【参加者】 どなたでも参加可

【開催場所】 全国15カ所(平成28年度)

【内容】(予定)

- ①主催者挨拶
- ②基調講演「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について」
- ③地域協議会設置団体からの取組状況報告
- ④民間事業者の実践例紹介
- ⑤パネルディスカッション

【主催】 内閣府、開催地自治体

17. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動②

- 法務省の人権擁護機関と**地方公共団体や民間事業者が連携し**、障害者スポーツ体験会等、広く一般国民を対象とした、「心のバリアフリー」に関する啓発活動を実施
- 障害のある人への理解をテーマとしたポスター等のアイデアを広く国民から募集し、作成・配布する**コンテスト型啓発活動**を実施

①地方公共団体、民間事業者との連携

- 法務省の人権擁護機関と地方公共団体や民間事業者等が連携し、障害者スポーツ体験会などを実施し、障害のある選手を講師に招くなど、当事者との触れ合いから理解を促す。
- Jリーグ加盟クラブなどのスポーツ組織と連携し、スポーツイベント等において人権啓発活動を実施



(イメージ)

②コンテスト型啓発活動

法務省において障害のある人への理解促進等をテーマとしたポスター、動画を制作し、配布・配信する。制作に当たっては、広く国民からアイデアを募集し、優秀作品を素材とすることで、制作を通じても国民の理解を促進する。



(イメージ)

広く国民の障害のある人に対する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進

18. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動③

- ・今年度以降、**公共的な広報活動を行う団体**に「心のバリアフリー」の理解促進に向けた協力を要請する。
- ・2020年（平成32年）までに、大会ボランティア、都市ボランティアやオリパラアンバサダー（仮称）等**幅広いボランティア活動実施者**に対し、障害の有無にかかわらず、全ての人々の人権や多様性を尊重し差別を行わないよう徹底するとともに障害者に対する接し方（知識と技術）の研修を行い、「心のバリアフリー」を進める。



公共的な広報活動を行う団体へ
「心のバリアフリー」の理解促進に向
けた協力要請



テレビ広告等により、従来「心のバリアフリー」に関心
の薄かった層も含めて働きかけ



国民全体を巻き込んだ取組へ



東京大会ボランティア、都市ボランティア等のボランティア
活動実施者に向けて「心のバリアフリー」の研修を実施



東京大会の関係施設等において
ボランティアが「心のバリアフリー」を実践

19. 障害のある人による取組

障害児及び障害者（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、**障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援**することにより、共生社会の実現を図る。

1. 実施主体：市町村
2. 対象者：管内市町村の障害者等、その家族又は地域住民など
3. 実施内容：**障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業**とする。
4. 実施形式：実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施する。
 - (1) **ピアサポート**：障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。
 - (2) **災害対策**：障害者等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。
 - (3) **孤立防止活動支援**：地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動に支援する。
 - (4) **社会活動支援**：障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。
 - (5) **ボランティア活動支援**：障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。
 - (6) その他の形式による支援：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。
5. 国庫補助：予算の範囲内において**市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内を補助**する。